

雇児保発0616第1号  
平成29年6月16日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長  
( 公 印 省 略 )

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設（以下、「保育所等」という。）の安全管理については、従来から通知等により適切な指導をお願いしています。

保育所及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合には、類似の事故の発生を防止するため、平成28年3月31日付け府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（以下、「ガイドライン」という。）」により、プール活動・水遊びを行う場合の監視体制、十分な事前教育、緊急事態への対応についての取組等、事故の発生防止のための取組を示しております。

つきましては、引き続き、プール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するため、ガイドラインの周知を図るとともに、別添1「水泳等の事故防止について（平成29年4月28日付け29ス庁第99号スポーツ庁次長通知）」を参考にして、特に下記の点に留意の上、管内の保育所等及び市町村に対して安全管理及び事故防止の徹底を周知するようお願いいたします。

なお、幼保連携型認定こども園については、別添2「幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（平成29年6月16日付け府子本第487号内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）通知）」により、プール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するための注意喚起を行っていることを申し添えます。

## 記

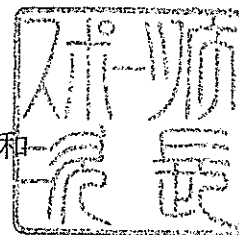
- 1 プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう保育所等に対して周知徹底を図られたい。  
また、既にこれらの取組を行っている保育所等に対しては、再度、周知徹底を図られたい。
  - (1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。
  - (2) 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる保育士等に対して、児童のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。  
なお、ガイドラインでは「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」として、以下の点を示している。
    - ① 監視者は監視に専念する。
    - ② 監視エリア全域をくまなく監視する。
    - ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
    - ④ 規則的に視線を動かしながら監視する。
    - ⑤ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
    - ⑥ 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等
  - (3) 保育士等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行うこと。
- 2 保育所等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、児童の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、保育所等における自発的な安全への取組を促すこと。

29ス庁第99号  
平成29年4月28日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市市長  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿  
各国公私立高等専門学校長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長  
高橋

道



(印影印刷)

### 水泳等の事故防止について（通知）

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところでありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております（別添1、2参照）。また、昨年度は、学校の授業等のスタートの指導において、不適切な指導による事故が発生しております。

については、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）（別添3）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配慮願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いいたします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県・指定都市教育委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御配慮願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙1「学校における児童・生徒等に対する指導等について」、別紙2「スタートの指導での留意点」にも留意されるとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して周知されるようお取り計らい願います。

## 記

### 1. プールの施設面、管理・運営面について

(1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

### 2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

(2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故が比較的多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

(3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

スポーツ庁

電話：03-5253-4111（代表）

健康スポーツ課（内線：3939）

政策課学校体育室（内線：2674） [学校体育担当]

参事官（地域振興担当）（内線：3773） [学校プール施設・社会体育施設担当]

府子本第 487 号  
平成 29 年 6 月 16 日

都道府県  
各 指定都市 認定こども園担当部局長 殿  
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）  
（公 印 省 略）

幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の  
事故の防止について（通知）

幼保連携型認定こども園におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故発生の防止については、従来から通知等により適切な指導をお願いしているとともに、平成 28 年 3 月 31 日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」において、プール活動・水遊び等の監視体制、救急事態への対応等、これらに関する十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところです。

つきましては、引き続き、幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するため、同ガイドラインにも記載されている下記の点に留意の上、管内の幼保連携型認定こども園及び市町村に対して安全管理及び事故防止の徹底を周知するようお願いいたします。

また、その際、スポーツ庁から発出されている「水泳等の事故防止について」（平成 29 年 4 月 28 日付け）（別添 1）、厚生労働省保育課から発出されている「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成 29 年 6 月 16 日付け）（別添 2）の通知も参考にいただき、貴職において、認定こども園に対する周知をより一層徹底していただきますようお願い申し上げます。

## 記

1 プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導體制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう幼保連携型認定こども園に対して周知徹底を図られたい。また、既にこれらの取組を行っている幼保連携型認定こども園に対しては、再度、周知徹底を図られたい。

(1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。

(2) 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。

○プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- ・ 監視者は監視に専念する。
- ・ 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制が確保できない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等

(3) 施設・事業者は、全ての職員等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について、関係機関と連携した実践的な教育・研修の場を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行うこと。

2 幼保連携型認定こども園への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、園児の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼保連携型認定こども園における自発的な安全への取組を促すこと。

子保発0829第1号  
平成29年8月29日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省 子ども家庭局 保育課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）における事故防止については、従来より、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（以下「ガイドライン」という。）」（平成28年3月31日付け府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号）等により、関係機関、市区町村及び各施設・事業者へのガイドラインの周知をお願いしています。

特に、プール活動・水遊びを行う場合の事故防止については、「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成29年6月16日付け雇児保発0616第1号）により、ガイドラインの周知を図るとともに、「水泳等の事故防止について」（平成29年4月28日付け29ス庁第99号）を参考にして、管内の保育所等及び市区町村に対して、安全管理及び事故防止の徹底を周知するよう、お願いしたところです。

今般、認可保育園でのプール活動において、死亡事故が発生したことから、ガイドライン及び上記通知について、再度の周知をお願いいたします。また、今般の事案は、監視に当たっていた保育士が遊具を撤去している間に児童が水に浮いた状態で発見され、その後死亡したとの報告を受けていることから、特に、ガイドラインで示されている「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」に御留意の上、管内の保育所等及び市区町村に対して、安全管理及び事故防止の徹底を再度周知するよう、お願いいたします。

(参考)

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

【事故防止のための取組み】 ～施設・事業者向け～

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\\_hoiku/pdf/guideline1.pdf](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf)

【事故防止のための取組み】 ～地方自治体向け～

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\\_hoiku/pdf/guideline2.pdf](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline2.pdf)

【事故発生時の対応】 ～施設・事業者、地方自治体共通～

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\\_hoiku/pdf/guideline3.pdf](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline3.pdf)

「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(通知)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000125859.pdf>

「水泳等の事故防止について」(通知)

[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/hakusho/nc/1385296.htm](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1385296.htm)

(「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」より抜粋)

#### プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- ・ 監視者は監視に専念する。
- ・ 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・ 定期的に視線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等



府子本第 715 号  
29 初幼教第 6 号  
平成 29 年 9 月 1 日

各都道府県認定こども園担当部局

各都道府県私立学校主管部（局）

各都道府県教育委員会

各指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局

の長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官  
（公 印 省 略）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
（公 印 省 略）

#### 教育・保育施設等における事故防止の徹底について（通知）

教育・保育施設等における事故防止については、従来より、通知等により適切な指導をお願いしています。

特に、プール活動・水遊びを行う場合の事故防止については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月 31 日付け府子本第 192 号、27 文科第 1789 号、雇児保発 0331 第 3 号。以下、「ガイドライン」という。）や「水泳等の事故防止について」（平成 29 年 4 月 28 日付け 29 ス庁第 99 号）等により、十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組等を示しているところです。

今般、認可保育園におけるプール活動において、死亡事故が発生しました。保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設のみならず、管内の教育・保育施設等において安全管理及び事故防止の徹底がなされるよう、ガイドラインその他通知について、あらためて周知をお願いします。

（参考）平成 29 年 8 月 29 日付け子保発 0829 第 1 号「保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について」

事 務 連 絡

平成 29 年 9 月 11 日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局  
各都道府県私立学校主管部（局）  
各都道府県民生主管部（局）  
各都道府県教育委員会  
指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局  
各指定都市・中核市民生主管部（局） 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省子ども家庭局保育課

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証の徹底  
について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業において、死亡事故等の重大事故が発生した場合には、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（平成 28 年 3 月 31 日内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、同職業課程両立課長、家庭福祉課長、保育課長連名通知）に基づき、死亡事故等の重大事故の検証を実施していただいているところですが、一部の自治体においては検証が進んでいない状況が見受けられます。

また、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」においても、検証の周知徹底について指摘があったところです。

つきましては、特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のため、重大事故の発生した自治体におかれましては、

- ・死亡事故については、すべて検証すること。
- ・明らかな病死であっても、発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおける子どもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、検証の結果を重大事故の再発防止に役立てていくことが極めて重要であること。
- ・まだ検証委員会を開いていない自治体においては、早急に検証委員会を開催し、検証を進めること。

について、本通知等を参照しながら検証を実施するよう徹底を図っていただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）に周知していただきますようお願いいたします。

## 資料7 追加資料

事務連絡

平成29年9月13日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

### 保育所及び認可外保育施設に対する適切な立入調査等の実施について

保育所に対する指導監査及び認可外保育施設に対する指導監督については、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日厚生省児童家庭局長通知）及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき実施いただいているところです。本通知において、死亡事故等の重大事故が発生した場合又は生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合や、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報が行政庁に寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合は、必要に応じて、事前通告せずに特別立入調査等を実施することとされています。

また、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月31日内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）においては、事前通告せずに立入調査を行うことについての適切な判断を求めるとともに、日常的な助言・指導を行うことが効果的な事故の発生防止及び職員の資質向上につながることから、各施設に対して事前通告なしの巡回指導を行うことを求めています。

つきましては、保育所及び認可外保育施設における保育の質の確保及び保育事故の防止のため、必要に応じた事前通告なしの立入調査及び事前通告なしの日常的な巡回指導の実施に一層努めていただくとともに、各自治体の行政相談窓口等に寄せられる苦情・情報にも十分に気を配り、当該苦情・情報の中に、特別立入調査等を行うべき

事案と推測される内容があった際には、適切な対応がなされるよう、改めてお願いいたします。

同様に、地域型保育事業に対する指導監査を行う管内市区町村においても、事前通告なしの立入調査等について、適切な対応がなされるよう周知を図っていただくとともに、適切な支援をお願いします。

なお、厚生労働省では、平成 29 年度予算において、睡眠中、食事中、水遊び中などの重大事故が発生しやすい場面での指導を行う巡回支援指導員の配置に係る事業（保育対策総合支援事業費補助金「保育所等の事故防止の取組強化事業」）を盛り込んでいますので、積極的な活用をお願いいたします。